

いわき駅前市民サービスセンター業務（フルタイム）会計年度任用職員 勤務条件

| 区分            | 勤務条件等                                                                                                                                     |                                                                                                  |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身分            | いわき市フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条第 1 項第 2 号）                                                                                                 |                                                                                                  |
| 任用期間          | 令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日<br>※ 任用後 1 か月間は勤務成績により雇用解除あり（条件付雇用）                                                                      |                                                                                                  |
| 再度の任用の有無      | なし                                                                                                                                        |                                                                                                  |
| 勤務日数等         | 4 週間に 20 日の勤務（シフトによる勤務）<br>早番勤務：10 時～18 時 45 分（うち休憩時間 60 分）<br>遅番勤務：10 時 30 分～19 時 15 分（うち休憩時間 60 分）                                      |                                                                                                  |
| 週休日等          | 毎週月曜日を含む 4 週間に 8 日の週休日の付与、国民の祝日、<br>年末年始（12 月 29 日～翌 1 月 3 日）、ラトブ休館日                                                                      |                                                                                                  |
| 年次休暇等         | 年次有給休暇：10 日付与<br>その他休暇（有給・無給休暇）あり                                                                                                         |                                                                                                  |
| 給与            | 月額 214,100 円                                                                                                                              |                                                                                                  |
| 給与昇給の有無       | あり                                                                                                                                        | 前年度に 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで連続してフルタイム会計年度任用職員として同一の職務に従事し、翌年度に再度の任用等でさらに 1 年間前年度と同一の職務に採用された場合に昇給 |
| 期末手当          | あり                                                                                                                                        | 条例の定めにより支給                                                                                       |
| 通勤手当<br>駐車場手当 | あり                                                                                                                                        | 住所地から勤務地まで片道 2 km 以上の場合条例の定めにより支給（上限あり）                                                          |
| 超過勤務の有無       | あり                                                                                                                                        | 時間外及び週休日等の勤務あり<br>従事時間に応じて超過勤務手当を支給                                                              |
| 退職手当          | あり                                                                                                                                        | 勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超える場合<br>条例の定めにより支給                                                  |
| 社会保険          | あり                                                                                                                                        | 福島県市町村職員共済組合に加入（本人負担あり）<br>ただし、いわき市フルタイム会計年度任用職員としての継続任用期間が 1 年未満の場合、短期組合員としての加入となる。             |
| 雇用保険          | あり                                                                                                                                        | いわき市フルタイム会計年度任用職員としての継続任用期間が 1 年超となった場合、福島県市町村職員共済組合一般組合員に移行するため、当該期日以降は雇用保険から離脱する。              |
| その他           | 1 服務にあたり、地方公務員法第 30 条から第 38 条の規定が適用される。【特記事項】地方公務員法第 38 条第 1 項：営利企業への従事等の制限<br>2 地方公務員法第 29 条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告・減給・停職または免職の処分を受ける。 |                                                                                                  |